

北上市告示甲第31号

きたかみまちづくりコラボワード要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

きたかみまちづくりコラボワード要綱

(目的)

第1 この告示は、市民が協働で行う地域又は社会における課題（以下「地域課題等」という。）の解決への取組を褒賞することにより、市民による地域課題等解決の機運を高めるとともに、協働によるまちづくりの意識を醸成することを目的とする。

(褒賞の名称)

第2 褒賞の名称は、きたかみまちづくりコラボワードとする。

(褒賞の対象者)

第3 褒賞の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 法人、学校、任意組織若しくは事業を営む個人又はこれらで構成される団体（以下「協働団体」という。）であること。
- (2) 市内において活動していること（協働団体にあつては、構成員のうち1者が市内において活動していること）。

(褒賞の対象となる取組)

第4 褒賞の対象となる取組は、多様な主体の協働によって市内で新たに実施された取組であつて、地域課題等の解決に貢献したもの又は解決につながるものとする。

(褒賞の実施)

第5 褒賞は、北上市まちづくり協働推進条例（平成24年北上市条例第40号）第2条に規定する市民活動団体及び事業所の関係者等で構成される団体であつて、市長が適当と認めたものとの協働により行うものとする。

2 前項の規定により褒賞に関し協働により行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 褒賞の選考基準を作成すること。
- (2) 地域課題等の解決に向けた取組の事例を収集すること。
- (3) 褒賞の選考基準に基づき、被褒賞候補者を選考すること。
- (4) 被褒賞候補者の中から、被褒賞者を決定すること。
- (5) 被褒賞者に褒賞を授与すること。

(褒賞の方法)

第6 褒賞は、賞状を授与して行うものとする。

(褒賞の時期)

第7 褒賞は、年1回行うものとする。

(広報)

第8 市は、褒賞の内容について、広報紙及びホームページにより広く市民に公表するものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。